

第 87 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（多機能端末機による証明書等に係る交付の特例）</p> <p>4 当分の間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」とし、<u>戸籍証明書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の2第1項第1号の規定に基づく戸籍証明書を除く。）</u>に係る交付手数料については、同表番号13の項中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（多機能端末機による証明書等に係る交付の特例）</p> <p>4 当分の間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請があった市民税・県民税課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書に係る交付手数料については、別表 1 総務関係の表番号1の項並びに別表 2 民生関係の表番号2の項、4の項及び7の項中「300円」とあるのは「200円」とし、<u>戸籍の記録事項証明書</u>に係る交付手数料については、同表番号13の項中「450円」とあるのは「350円」とする。</p>

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係				1 総務関係			
(略)				(略)			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～3	(略)	(略)	(略)	1～3	(略)	(略)	(略)
3-2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき 300円				
4	(略)	(略)	(略)	4	(略)	(略)	(略)
5	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 300円	5	削除	削除	削除
6～12	(略)	(略)	(略)	6～12	(略)	(略)	(略)
13	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項第1号若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄抄本又は戸籍証明書の交付手数料	(略)	13	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付手数料	(略)

改正後				改正前			
1 4	(略)	(略)	(略)	1 4	(略)	(略)	(略)
1 4 - 2	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項 (同法第 1 0 条の 2 第 2 項の 請求を除く。)の規定に基づく 戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行 (情報通信技術を活 用した行政の推進等に関する 法律 (平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) 第 7 条第 1 項の規定に より同法第 6 条第 1 項に規定 する電子情報処理組織を使用 する方法 (総務省令で定める ものに限る。以下この欄にお いて同じ。)により戸籍電子証 明書提供用識別符号の発行を 行う場合 (当該発行に係る戸 籍電子証明書の請求が同項の 規定により同項に規定する電 子情報処理組織を使用する方 法により行われた場合に限 る。)における当該発行及び戸 籍電子証明書提供用識別符号 の発行に係る戸籍電子証明書 の請求を行う者が同時に当該 戸籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸 籍証明書の請求を行う場合に おける当該発行を除く。)	戸籍電子証明 書提供用識別 符号の発行手 数料	1 件につき 4 0 0 円				

改正後				改正前			
15	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項第1号若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄抄本又は除籍証明書 の交付手数料	(略)	15	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄抄本又は除籍の記録 事項証明書の 交付手数料	(略)
16	(略)	(略)	(略)	16	(略)	(略)	(略)
16-2	戸籍法第120条の3第2項(同法第10条の2第2項の請求を除く。)の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法に	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 700円				

改正後				改正前			
	より行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)						
17	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届出若しくは申請の受理証明書、届書その他の書類の記載事項又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	(略)	17	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付手数料	(略)
18	(略)	(略)	(略)	18	(略)	(略)	(略)
19	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同	届書その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	19	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他の書類の閲覧手数料	書類1件につき350円

改正後				改正前			
	法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		350円				
20～35	(略)	(略)	(略)	20～35	(略)	(略)	(略)
3 建設関係～5 その他共通関係 (略)				3 建設関係～5 その他共通関係 (略)			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表 2 民生関係の表中住民基本台帳法に係る改正規定は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 次のとおり、戸籍法関係の手数料を徴収する事務を追加しその手数料を定める。

(別表関係)

番号	事務名	現行金額	改正後金額
13	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付事務 ・本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務を追加（第三者からの請求に係る交付及びコンビニ交付を除く。）	450 円	改定なし
14-2	戸籍電子証明書提供用識別符号（※）の発行事務 （電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	(新規)	400 円
15	除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付事務 ・本籍地以外での除籍謄本等の交付事務を追加（第三者からの請求に係る交付を除く。）	750 円	改定なし
16-2	除籍電子証明書提供用識別符号（※）の発行事務 （電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	(新規)	700 円
17	届出若しくは申請の受理の証明書交付等事務 ・電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務を追加	350 円	改定なし
19	届書その他受理した書類を閲覧に供する事務 ・電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加	350 円	改定なし

※ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍（除籍）電子証明書を請求した者に対し発行する、当該請求に係る戸籍（除籍）電子証明書を識別することができるように付される符号のことをいう。

(2) 住民票の除票の写し等の交付に係る規定の明確化

3 施行期日

令和6年3月1日 ただし、2(2)の規定は公布の日

参 照 2

戸籍法抜粋（令和6年3月1日施行）

第120条の2 第119条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。

- (1) 第10条第1項（第12条の2において準用する場合を含む。次項及び次条（第3項を除く。）において同じ。）の請求 指定市町村長（第118条第1項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者
- (2) 第10条の2第2項（第12条の2において準用する場合を含む。次条（第3項を除く。）において同じ。）の請求（市町村の機関がするものに限る。） 当該市町村の長（指定市町村長に限る。）

（第2項省略）

第120条の3 （第1項省略）

2 前項の規定によりする第10条第1項又は第10条の2第2項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。

（第3項及び第4項省略）

第120条の6 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

（第2項省略）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律抜粋

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(第2項から第6項まで省略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

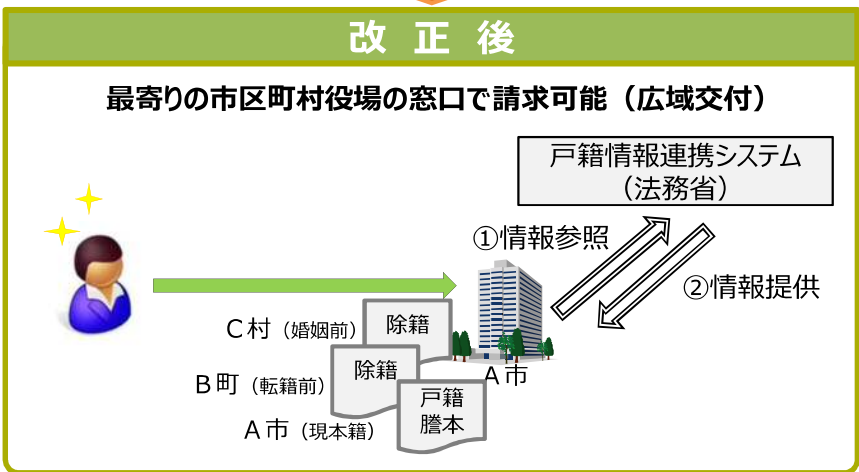
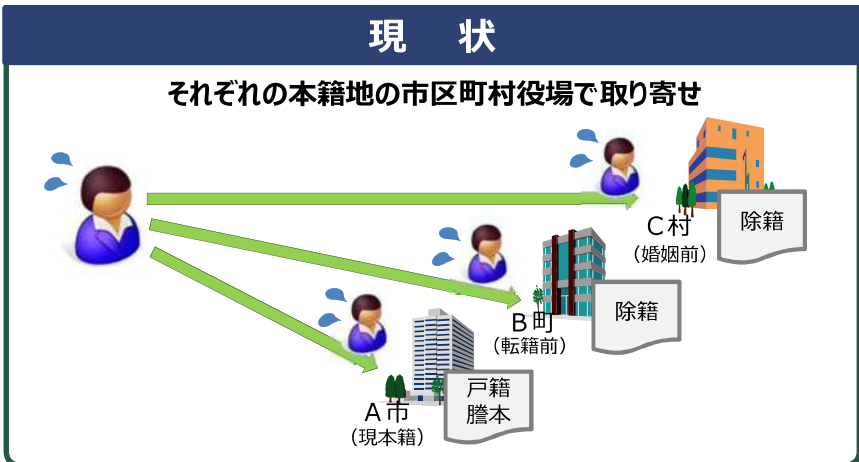
(第2項から第5項まで省略)

広域交付・電子証明書提供用識別符号発行・届書等情報内容証明書の交付について

(法務省提供資料抜粋)

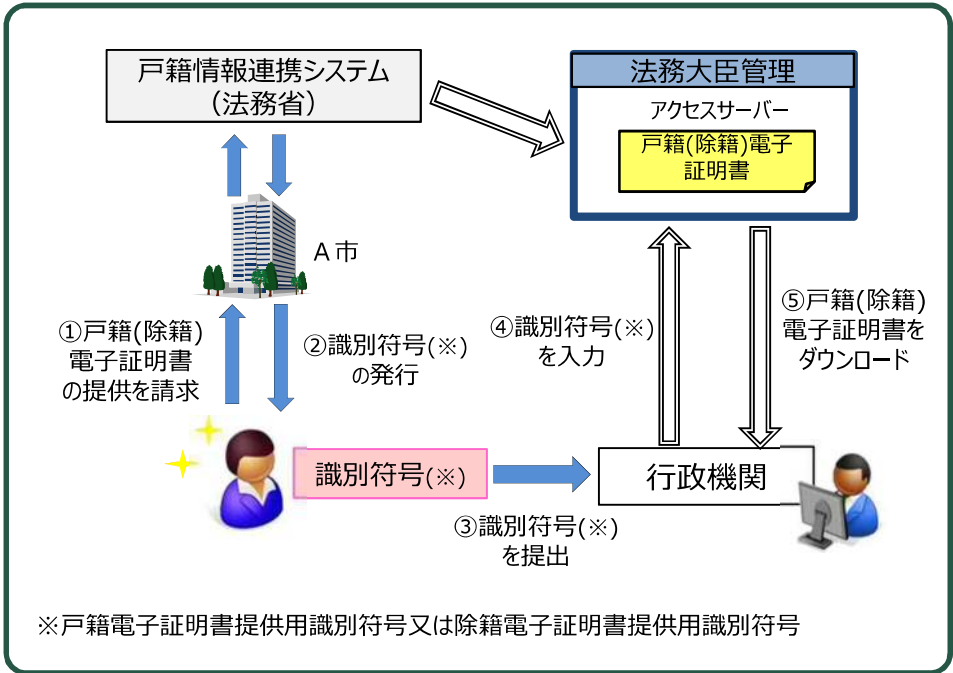
◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。